

高松市告示第426号

高松市所有の財産について、次のとおり一般競争入札により売却するため、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定に基づき告示します。

令和8年7月22日

高松市長 大西 秀人

1 入札物件

(1) 物件番号1（建物付き土地）

（土地）

所在	高松市庵治町704番12
地目	宅地
地積	126.65㎡（公簿・実測）

都市計画上の制限等	都市計画区域外
用途	用途地域等なし 建蔽率なし 容積率なし
防火地域等	なし
予定価格	¥1,550,000円

（建物）

種類	居宅
構造	木造スレートぶき2階建
延床面積	80.76㎡
建築年	平成8年3月
予定価格	¥420,000円

（合計）

予定価格	¥1,970,000円
入札保証金	¥100,000円
契約保証金	¥200,000円

(2) 物件番号2

（土地）

所在	高松市西町721番4
地目	宅地
地積	276.39㎡（公簿）

都市計画上の制限等	非線引き都市計画区域
-----------	------------

用途	第一種住居地域
	建蔽率60% 容積率200%
防火地域等	建築基準法22条指定区域
予定価格	¥4,800,000円
入札保証金	¥240,000円
契約保証金	¥480,000円

2 入札方法

一般競争入札（根拠：地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項）

3 入札の日時及び場所

令和8年8月26日（水）

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 本庁舎3階 33会議室

（1） 物件番号1

受付時間：午前10時00分 ～ 午前10時30分

入札開始：午前10時30分

物件番号2

受付時間：午後 1時00分 ～ 午後 1時30分

入札開始：午後 1時30分

4 入札に参加するための資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- （2） 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過していない者

注：施行令第167条の4第2項各号は、次のとおりです。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務

の執行を妨げたとき。

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 地方自治法第238条の3第1項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する職員である者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

5 入札に参加する者が持参するもの

(1) 個人の場合は身分証明書、法人の場合は法人登記事項証明書

(2) 誓約書

(3) 個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書

(4) 代理人が入札に参加しようとするときは、委任状

(5) 法人の場合は役員一覧

(6) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書（原本）

(7) 印鑑（実印。ただし代理人である場合は認印）

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札開始までに、市の発行した納付書により入札保証金を所定の金融機関で納めなければならない。令和8年8月25日（火）午後5時までに入札保証金納付書発行願を財産経営課まで提出し、発行された納付書を使用し納付する。入札当日の発行は行わない。

(2) 落札者以外の者の入札保証金は、入札後、適正な請求があつてからおおむね2週間で返還する。

(3) 入札保証金には、利子は付さない。

(4) 落札者が9(3)に定める期間内に契約を締結しない場合、又は入札参加資格等に違反したと認められる場合は、納付した入札保証金は市に帰属する。

7 開札

開札は、入札終了後、直ちに入札者又はその代理人の立会いの下で行う。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 資格を有しない者又は委任状を提出しない代理人が入札したもの

- (2) 入札書に記名押印のないもの
- (3) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- (4) 入札書に記入した文字が解読し難いもの
- (5) 入札金額を訂正したもの
- (6) 入札に関し不正の行為を行った者が入札したもの
- (7) 納付すべき入札保証金を納めず、又はこれが不足している者が入札したもの
- (8) 郵送又は電信により入札したもの
- (9) 他の入札者の代理人を兼ねた者が入札したもの
- (10) 2人以上の者から委任を受けた者が入札したもの
- (11) 市指定様式以外の入札書を使用したもの

9 契約に関する事項

- (1) 落札したのち、契約者を変更することはできない。
- (2) 落札者が決定したときは、落札者に対し、市有財産（建物付き土地・土地）売却決定通知書により通知する。
- (3) 前号の通知書に記載された通知日から起算して10日以内に、市有財産の売買契約を締結しなければならない。
- (4) 落札者が前号の期間内に契約を締結しない場合、又は入札参加資格等に違反したと認められる場合は、落札者の決定を取り消し、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属する。
- (5) 落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を所定の金融機関で納付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (6) 契約者は、契約を締結した日の翌日から起算して20日以内に、売買代金の全額を納めなければならない。
- (7) 契約者が契約に違反したとき、又は契約に定める義務を履行しないとき、市長は契約を解除することができる。
- (8) 契約を解除したとき、契約保証金は、市に帰属する。
- (9) 印鑑証明書等の発行手数料、所有権移転登記に係る登録免許税等の契約に要する費用は、契約者の負担とする。

10 用途制限に関する事項

- (1) 契約者は、この契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (2) 契約者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。
- (3) 契約者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

11 その他

以上のほか、入札の実施及び契約の締結に係る事項は、地方自治法、同法施行令及び高松市の定める規則など法令等の定めるところによる。

12 問合せ先

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 3階 財産経営課 財産管理係
TEL (087) 839-2270